## 特集Ⅱ

## 平成23年風水害(2)

## □平成 23 年台風 12 号被害への対応と教訓

## 奈良県十津川村 総務課長 東 武

十津川村は、奈良県の最南端、面積は約672km<sup>2</sup>と琵琶湖や淡路島とほぼ同じ面積を有し、県土の五分の1を占める日本一大きな村です。その96%が森林であり急峻な山々が重なり合い1,000mを超す峰が百余りを数える、人口4,000入足らずの過疎化・少子高齢化が進む山村です。

昨年9月の台風12号は、こののどかな村を襲い、甚大な被害を与えました。近隣市町村や和歌山県、三重県でも大きな被害を及ぼした台風12号による紀伊半島大水害から早1年が経過しました。 被災された地域の皆様には、心よりお見舞いを

被災された地域の皆様には、心よりお見舞いを 申し上げます。

今回の災害では、県内はじめ全国から支援物資や義援金など物心両面のご支援を賜りました。ご 支援をいただきました皆様方に感謝の念で一杯で あります。

本村の消防団は、10分団で組織され団員が333名、そのうち村役場職員で構成する組織が1分団あります。また、女性団員も29名います。

昨年 11 月 28 日五條消防署十津川分署が開署 し、五條市消防本部に消防事務委託が完了したこ とから、数少ない非常備消防村から脱却したとこ ろであります。

さて、災害の状況ですが、昨年8月30日深夜から台風12号の影響で降り出した雨は、9月1日深夜には大雨となり、2日未明には国道・県道が雨量規制通行止めとなりました。3時34分には大雨警報が発令されたため、6時に職員を招集して災害対策本部を設置しました。

速度の遅い台風であり、長時間強い風雨に見舞 われるだろうと、村民の皆さんには早めの自主避 を防災行政無線(各戸設置)で呼び掛けました。

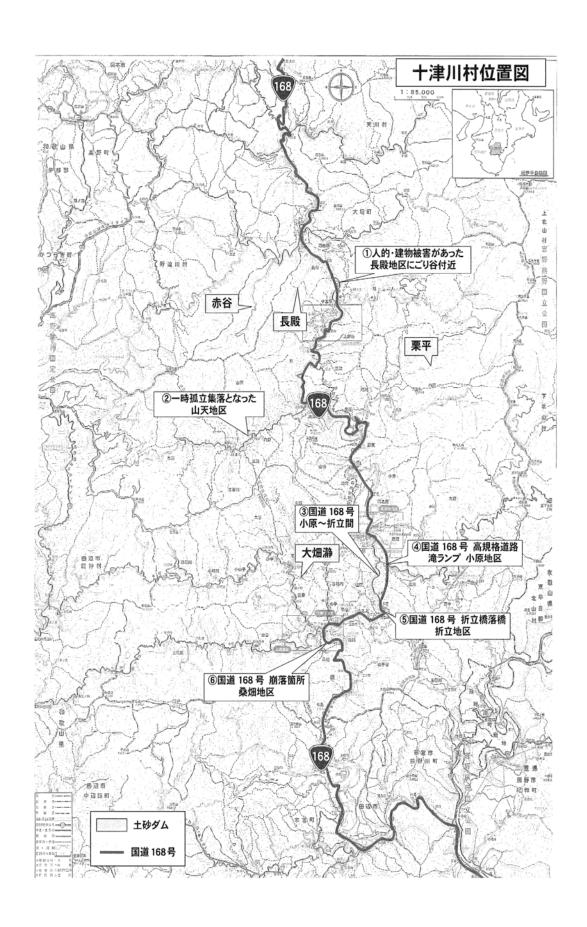
10 時過ぎには、1,400 戸が停電し、12 時 35 分には十津川村に対して土砂災害警戒情報が発令され、役場には村内各所での道路の崩壊や家屋被害の連絡が入りだしました。16 時 2 分には、洪水警報が発令、23 時 7 分には国道 168 号上野地地内(村の北部地域)で土石流が道路を塞ぎ、北部地域が孤立した状態となりました。

3日未明から道路や家屋被害が増加し、7時40 分には国道・県道が雨量規制から村では初めての 災害規制通行止めに変更となりました。

10 時前には、大字上湯川(村の南西部地域)で自宅の裏山が崩れて家屋が倒壊したとの連絡が入り、消防団が駆け付けようとしましたが、道路が各所で土砂の流失により通行できない状態であり、タイヤショベルにて崩土を除去しながら被災現場に向かいました。しかし、残念なことに死亡された状態での発見となってしまいました。

その後も風雨は更に強くなり、役場に入る村内 各所での道路崩壊や谷川の増水等による家屋被害、 ライフラインの寸断等の情報が、ますます多くな って来ました。

夕刻になり大字野尻(村の中央地域)の村営住宅付近で「山が崩れたような大きな音と共に道路に水が溢れて川のようになって流れ、村営住宅2戸が流された」との一報が入り、周辺住民や消防団が駆けつけました。暗闇の中で状況把握が出来な





① 長殿にごり谷上空(十津川村)



④ 高規格道路滝ランプ(十津川村)



② 山天地区(十津川村)



⑤ 折立橋落橋(十津川村)



③ 小原~折立間(十津川村)



⑥ 桑畑地区上空(十津川村)

いまま救助活動を行い、4名を救助しましたが、7名の安否がわからないまま22時20分捜索を一時中断し、翌朝、捜索を開始した地元住民や消防団員は、この災害の全容を初めて確認することとなりました。

家の対岸で発生した大規模な山腹崩壊による土 石流が、増水した十津川本流にものすごい早さで 流れ込み、本流を一時的に河道閉塞させたことで、 国道 168 号を川となって流れ、道路下にあった村 営住宅 2 戸を押し流したのであります。

30 代の若いご家族の団築を一瞬のうちに襲っ たのでした。 4 日未明には、大字折立(村の南部地域)の橋が150m間河川の水位上昇により落橋するとともに、大字長殿集落(村の北部地域)では土石流により家屋5戸が埋没、さらに長殿発電所下流で大規模な山腹崩壊が発生し、増水した十津川本流にものすごい早さで流れ込んだ土石流で津波が発生、逆流した津波に襲われて2世帯3名が行方不明となり、長殿発電所も跡形もなく破壊されました。また、その上流に位置する五條市大塔町宇井に避難されていたお一人が、4 日早朝に同所で発生した山腹崩壊による犠牲者となってしまいました。

この災害時の降り始めからの雨量は、風屋観測所(村の中央部)で1,358ミリを観測していますが、多い地域では2,000ミリを超えた地域もあったのではないかと言われています。また、災害による被害は、死者7名、行方不明者6名、重傷者3名、家屋被害全壊18棟、半壊30棟、床下浸水14棟、山腹崩壊約261ha、道路崩壊180カ所以上、電気・電話・水道等のライフラインはいたるところで寸断される大惨事となりました。

山腹崩壊に伴い村内に2カ所、五條市大塔町に1カ所の土砂ダム(河道閉塞)が出現し、村北部では警戒区域が設定されて国道168号も通行制限が長らく続き、今年2月8日に警戒区域が解除されるまで、村民の皆さんには脅威を与えるとともに、大変ご不便をお掛けしました。また、山腹崩壊による土砂が村内各河川に堆積し、河床が非常に高く(平均4~5m 堆積)なっているところが多く、今年も出水期には増水により浸水被害が発生しました。

河川災害や山の地滑りが心配される状況もあり、 現在も自主避難されている方も含めて、34世帯76 人の方々が仮設住宅等での避難生活を強いられて います。

災害発生直後から消防団や警察、村民の皆さん、 そして国土交通省近畿地方整備局や自衛隊、奈良 県、県内自治体、北海道新十津川町職員の皆様が いち早く駆けつけてくださり、行方不明者の方々 の捜索活動や応急復旧にご尽力を賜りました。

特に、国土交通省近畿地方整備局では、5 日午前にヘリコプターで 2 名のリエゾンが入村され、災害の状況把握と村への支援等についての要望を聞き取りされました。道路崩壊で職員(120人)の6割(内3割は消防団で活動中)の出勤であり、人員不足と被害状況の把握が出来ていない状況で困っている旨を告げると、夕方には18名の職員が入村され、最も多い時期には55名の職員にご支援いただきました。

土木や建築、河川等の技術者(TEC-FORCE)により、家屋や道路、山腹の災害調査をいただき、専門的な見地から的確な指導と助言、応急災害対応をいただいたことは、非常に心強く思いました。今、国は地方整備局等の国の出先機関の廃止を行おうとしていますが、このような災害時の緊急的な支援体制を維持できるのかと危惧します。広域連合等地方では近隣での災害が重なった場合のことを考えると人材確保も非常に厳しく、今回のようなきめ細かな対応は出来ないのではと考えます。

災害時村では、ライフラインが寸断され、各集落との連絡が取れない状況が長く続き、電気や電話が9月下旬まで通じない集落もありました。

不安な状況の中で十分な情報が入らず、より一層不安が高まりました。その一方で、防災行政無線による各戸への無線放送と移動無線による役場と消防団との連絡とともに、アマチュア無線機による通信手段は、村民の皆さんからの情報収集には非常に有効な通信手段となりました。

今回の災害を踏まえて、村内全域となる 54 の 大字に衛星携帯電話を配備しました。災害時、特 に村外に住むご親戚等から身内の安否を心配され る問い合わせが役場に殺到して対応に大変苦慮し ましたが、今後は災害時に各集落から直接身内の 方と連絡をとることが可能となりました。

道路災害では、村を南北に縦貫する主要国道の 168号をはじめ、168号からの支線となる県道や 村道・林道等が各所で崩壊し、孤立集落も多く発 生しました。そんな中で国・県で整備を進めていただいた新しい国道 168 号のバイパス道路等は災害を受けることはありませんでした。一方で、旧国道は山腹崩壊や路肩決壊、地滑りの危険性等で未だに復旧の目処が立っていない状況にあります。バイパスや地域高規格道路として整備をしていただいていたお陰で、村民の命・村の命が救われたものであり「命の道」整備の重要性を痛感した次第であります。

災害により住居をなくされた方や避難を必要とする方々に対する仮設住宅の整備については、奈良県の事業で村内 4 カ所に 30 戸が整備されました。仮設住宅は通常プレハブでの建設ですが、村では県にお願いして木造建築での住宅整備を行っていただきました。村内産材の使用率は 60%、県内産材を含めると 90.4%の木材使用の住宅が約 1ヶ月で建設され、冬を迎える 11 月中旬から入居していただきました。

木造住宅は木の香りがして、冬は暖かく、夏は 涼しいと好評をいただいています。

災害を経験した中で気づいたことがあります。 大きな被害を受けて孤立した状況の中でも、村民 の皆さんは地域で助け合いながら村への苦情を何 一つ言わずに対応していただきました。

災害取材で訪れていた報道関係の皆さんは、「これだけの災害を受けても十津川村の村民は明るいな」と驚いておられました。先人から受け継いだ有事の際には心を一にして、皆で助けあって事に当たる「十津川人魂(一致団結・質実剛健・不撹不屈)」の精神が、今も脈々と受け継がれていたのであります。

村では、本年4月に災害からの復旧復興を推進するため、復興計画を策定しました。復興計画では、「十津川村を愛し、心を寄せ、助け合う」「誇りある十津川村再生の実現」「災害をバネに十津川村の活力を高める」を基本理念とし、本村に脈々と息づく助け合いと感謝の精神で地域の絆を守り

育て、災害前よりも住みよい村、みんなが笑顔で 暮らすことの出来る村づくりを目指そうとしてい ます。

本村は、明治 22 年 8 月にも水害により未曾有の被害を受け、2,600 人余りが北海道(現新十津川町)へ移住した歴史がありますが、今回の災害では村内で比較的安全な場所を確保して、新集落づくりを進めようと考えています。

特に、急峻な地形の本村では安全な場所や地域がほとんどありません。避難場所も水害の被害を受けた所もあり、現在避難場所の見直し作業を進めています。また、仮設住宅の方々を復興住宅に入居いただく時期について、平成25年11月を目標としています。比較的安全性が保たれる地域を村の北部と南部各1カ所選定し、復興住宅を建設する計画を進めています。

被災された方々が早期に生活の再建を行えるよう、全力で取り組んでいるところであります。また、未だ6名の方々が行方不明の状態であり、現在も捜索活動を継続していますが、早期に発見されてご家族の元にお帰りいただくことを願ってやみません。

今回の災害では、国や県をはじめとする多くの 人的なご支援とともに、全国の皆様からの物心両 面にわたる暖かいご支援のお陰で、早期の応急復 旧を行うことが出来ました。村独自の復旧対応で は非常に厳しいものがあったと考えます。村の復 興計画の中でも盛り込んでいますが、この度の災 害の状況やご支援に関しましては、災害記録誌な ど記録として後世に伝えて行く所存であります。

今後、復興計画に則り、防災対策、自主防災組織の強化を図りながら、村民の皆様と一致団結して「笑顔で暮らすことの出来る村づくり」に適進して参りますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げ、十津川村における災害報告とさせていただきます。